

管内概況

(1) 立地

北勢地域は本県最北部に位置する桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、の2市2町、それに隣接する四日市市、三重郡の1市3町、さらに、その西南部に接する鈴鹿市、亀山市の2市の合計5市5町からなり、総面積は1,107.24平方キロメートルで、県土の19.2%を、人口は約83万8千人で県総人口の44.8%を占めています。

西は滋賀県に境を接して鈴鹿山脈が連なり、鈴鹿国定公園として雄大な自然、景観を展開し、東は伊勢湾に面した海岸が広がっています。鈴鹿山脈から発生する諸河川（員弁川、朝明川、内部川、鈴鹿川等）の流域は伊勢湾に向かって緩斜面で展開する伊勢平野を生成し、広大な水田地帯を形成しています。

一方、鈴鹿山麓より伊勢湾に至る丘陵地は広大な茶・花木・野菜等の畑作地帯を形成しています。

気象は比較的温暖で、東海型に属しており、四日市市における気温・降水量（平年値）は、年間平均気温14.6℃、年間降水量1,753mmとなっています。鈴鹿山地（海拔800～1200m）は四季を通じて平野部より低温であり、冬季は山越気流の風下強風域になり、いわゆる「鈴鹿おろし」のため伊勢平野北部は寒く、時雨や、氷雨にみまわれる一方、沿岸部は伊勢湾によって寒気も調整され一般に温和で、鈴鹿市白子附近から以南では冬季の降雪も少なくなっています。

当事務所は、森林・林業部門については北勢地域全域を所管していますが、農業及び環境部門については、四日市市、三重郡及び鈴鹿市、亀山市を所管しています。

(2) 農業・農村の現状

(1) 伊勢湾岸～平坦地帯

伊勢湾岸地帯では都市化が進む中、兼業型水稲単作の経営が中心となっていますが、一部では、水稲の作業受託、観葉植物、切り花、軟弱野菜等の施設園芸が行われています。また、消費者と直結した流通販売ルート（直売市等）を確保し、たくましい担い手が活躍しています。

平坦地帯では、水稲+麦（大豆）、トマト・イチゴ主体の施設園芸、露地野菜、畜産経営で優良な経営体が多く定着しています。

しかし、都市開発の進展による地価の上昇や混住化により、水田作農家の規模拡大や農作業の効率化が阻害されつつあります。また、農産物価格が低迷する中、原油の高騰等から重油を始め各資材価格が上昇し、施設園芸農家を始めいずれの分野の農業者にあっても厳しい経営となっています。

(2) 鈴鹿山麓地帯

この地帯は、茶園面積が三重県全体の62%を占める産地です。大規模製茶工場も生まれていますが、まだまだ小さな製茶工場が多く、茶園の担い手への集積が進んでいないことと併せて作業効率が悪く、コスト低減がすまない状況にあります。また、茶の価格が低迷する中、担い手の高齢化、雇用確保の困難さ、作業時の身体への大きな負担等が経営規模拡大の阻害要因となっています。

茶に続いて、三重さつき、つつじ類を中心とする花木が県下の78%、550ha栽培されています。公共事業の大幅な減少にともない、需要量の減少と価格の低迷が長く続いている状況で、回復傾向にあるものの、未だ脱しきれていません。販売チャンネルの多様化を図り、一

般消費者向けの少量多品目栽培及び出荷時の労力軽減の対応策としてコンテナ栽培が増加しつつあります。

(3) 農業農村整備事業の現状

(1) 農業基盤の整備状況

当管内は、耕地面積15,500ha余りを有していますが、生産性の向上を図るため、区画整理（ほ場整備）を推進し、狭隘な農地の大区画化を図ってきました。

中でも、要整備面積（整備が必要とされる耕地の面積）は12,000ha弱ですが、昨年度までに7,100ha弱が整備され、整備進捗率は、59.5%になりました。しかしながら、未だ県下平均の整備率83.4%を大きく下回っている状況にあり、特に最近10ヶ年間の整備面積は、150ha余に留まっています。

四日市市から鈴鹿市にかけての東部低平地の水田地帯は、大部分が整備されましたが、西部丘陵地から山麓に掛けて広がる茶園と花木を中心とした畑地帯は、未整備のまま残されています。

(2) 各種事業の推進状況

【県営事業】

ア 経営体育成基盤整備事業は、鈴鹿市沿岸部に広がる水田地帯約2,000haを事業地区として実施された県営かんがい排水事業（昨年度更新工事が完了）の末端給水事業として平成14年度に1期工事に着手し、現在4期まで進み、全体の30%が完成しています。

イ 防災ダム事業は、既設の農業用ため池に洪水調整機能を賦与するとともに改修を行い、洪水被害を未然に防止する目的で、寺家池と菟川池の2箇所を改修する事業であり、寺家池は平成17年度に完成しました。菟川池については、本年度より浚渫工事を行い、完成の予定です。

ウ 湛水防除事業は、鈴鹿市沿岸部の水田、特に長太町地区一帯の湛水被害を未然に防止することを目的に、排水機場を1箇所設置する事業であり、本年度は、排水機900mm1台を設置する予定である。

【団体営事業】

ア 集落排水整備促進事業は、昨年度末において管内の進捗率が79%になりアクションプログラムにおける18年度末集計71.5%を上回っている状況です。管内の整備進捗状況は、昨年度において四日市・鈴鹿・亀山地区で5地区を実施し内2地区が完成しました。また、本年度から新たに1地区が採択され4地区で実施します。

イ 基盤整備促進事業は、昨年度に農業用排水施設整備の菰野町前田地区が完成しました。本年度は四日市市場地区の区画整理のみを実施します。

ウ 新農業水利システム保全対策（計画策定）は、水利施設管理の省力化を図り、担い手の育成及び集積を行う事業であり、本年度は、保全管理の技術的分析を進めます。

(3) 農地・水・環境保全向上対策事業

農地・農業用水等の資源の適切な保全管理のため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援するため、昨年度より始まった本対策は、現在県下の27市町において234団体が11,000haで活動を開始し、当管内でも4市町23団体が1320haで活動を実施しています。

県民しあわせプラン「みえの元気づくりプラン」の重点事業として、今後も県下で300組織、面積で18,000haを目指していることから、20年度以降も新規地区の受付を継続実施して行きます。このことから、今年度は新たに19地区で1,300haの申請が

見込まれます。

(4) 森林・林業の現状

管内の森林面積は40,478haで、森林率は37%となっています。このうち、民有林は38,376haで森林全体の95%を占めています。

民有林のうち、18,866haが人工林で、人工林率は49%と県平均人工林率62%を大きく下回っています。また、民有林の蓄積は5,393で、1ha当たり蓄積は141と、県平均の185を下回っています。

(1) 員弁川、三滝川流域

下流に桑名市、四日市市が発達し、名古屋圏に近いこともあり、流域全体が都市近郊林の性格を持っています。

また、都市化により、住宅団地、事業場などに転用される森林も多く、地味が劣ることもあり、人工林率は40%と低く、天然広葉樹林が多く残されています。

所有形態は、かつての入会集団の系譜を持つ共有林が多く、分割されて個人所有となった森林は総じて零細規模です。加えて、他産業への就業機会に恵まれているため、林地は経営目的ではなく、資産として保有している林家が大部分であり、林業生産活動は低調です。

地質は、基石が砂岩や花崗岩で、堆積した土壌は侵食を受けやすく、中下流域が都市化されていることもあり、木材生産よりも環境保全や災害防止面に強い期待がかけられています。

(2) 鈴鹿川流域

本地域は、人工林率が64%と高く、優良な森林資源が成熟しつつあります。

亀山市関町を中心とする上流域に優れた林業地があり、林業産地としての規模は小さいものの、核となる鈴鹿森林組合は木製品の販売や森林総合利用などの経済事業も活発であり、素材市場、製材工場もあって林業産地を形成しています。

今後、森林施業の集約化を図り、素材の安定的な供給体制の整備に向けた取り組みが課題となっています。

(5) 環境の現状

昭和30年代からの高度経済成長期には、わが国初の大規模石油化学コンビナートが四日市市に誘致され、コンビナートに立地する企業が次々と操業を開始し、四日市地域は全国有数の石油化学都市として歩み始めました。このような中、コンビナートから排出された硫黄酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが大きな社会問題に発展しました。高度経済成長の過程で生じたこれらの公害問題は、当時の日本の縮図でもあり、四日市ぜんそくは、熊本県・新潟県の水俣病、富山県のイタイイタイ病と合わせて、四大公害と呼ばれました。

このような産業活動による公害問題は、三重県公害防止条例による硫黄酸化物総量規制などの国に先駆けた公害対策の実施や、企業の公害防止設備の導入など、企業、住民、行政の努力により、昭和52年(1977年)には、二酸化硫黄の環境基準を達成するまでに至り、大幅に改善されました。

一方、近年は、自動車排出ガスによる大気汚染、廃棄物の不適正処理にかかる環境影響、地球環境問題等、今日の社会経済活動や各人の生活様式に起因する環境問題が起きてきています。

(1)大気汚染

大気環境基準は環境基本法第 16 条により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたもので、平成 18 年度（2006 年度）の当事務所管内の大気環境基準の達成状況は次のとおりです。

二酸化硫黄は、測定局 11 局（四日市市 8 局、鈴鹿市 1 局、亀山市 1 局、川越町 1 局）すべてで環境基準（日最高値（日平均値の 2% 除外値）：0.04ppm）を達成しました。最高は「納屋局」の 0.014ppm、最低は「東名阪局」の 0.004ppm でした。

窒素酸化物は、測定局 15 局（四日市市 10 局、鈴鹿市 2 局、亀山市 2 局、川越町 1 局）のうち「納屋局」は自動車排出ガスの影響を受け 0.07ppm の高濃度を記録し、環境基準（日最高値（日平均値の 98% 値）：0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下）を達成できませんでしたが、「納屋局」以外の測定局は環境基準を達成しました。

(2)水質汚濁

平成 18 年度（2006 年度）の公共用水域の水質汚濁状況については、次のとおりです。

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目（BOD、COD ほか）については、当事務所管内 8 河川 13 水域（13 地点）、2 海域 3 水域（8 地点）で水質調査を実施しました。その結果、河川にかかる有機汚濁の指標である BOD は、すべての水域で環境基準を達成しました。また、海域にかかる有機汚濁の指標である COD は、2 海域 3 水域（8 地点）のうち、1 水域（5 地点）が環境基準を達成していましたが、2 水域（四日市・鈴鹿地先（甲）（乙））（3 地点）は未達成でした。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目（カドミウム、シアン他 26 項目）については、当事務所管内 9 河川 14 水域（14 地点）、2 海域 3 水域（3 地点）で調査を実施しました。その結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

水質汚濁の主な原因となっている生活排水については、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進が図られているところですが、平成 18 年度末（2006 年度）の三重県の生活排水処理施設の整備率は 71.5% と全国平均（82.4%）に比べ低い状況にあります。当事務所管内の整備率は 84.9% で、県の間目標値（平成 22 年度：76.5%）を越えており、全国平均をもわずかに上回っています。

(3)産業廃棄物

平成 19 年度（2007 年度）末現在、当事務所管内には 202 の産業廃棄物処理施設数が立地しています。処理施設別では、污泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設などの中間処理施設が 186 施設、最終処分場は安定型、管理型をあわせて 16 施設となっています。

産業廃棄物不法投棄等の是正推進については、平成 15 年 6 月に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する法律」が制定され、産業廃棄物の不法投棄による生活環境保全上の支障の除去等を支援する仕組みが整備されたのを契機に、長期間大量に不適正処理されたままとなっている産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案（県全体で 11 事案、うち当事務所管内 7 事案）に対して、平成 16 年度から順次、安全性確認調査を行い、生活環境保全上支障があると認められた事案については、原因者等に改善措置を講じさせるなど必要な対応を進めています。

(6) 県民しあわせプラン 第二次戦略計画での位置付け

第二次戦略計画の期間内（H19～H22）における北勢地域の取組みについて、第二次戦略

計画から以下のとおり転記しました。

(1)地域の現状

大部分が名古屋または四日市の都市圏に含まれる地域で、製造業の産業集積が進み、日本経済をけん引する中部圏の一翼を担うとともに県内経済をけん引しています。その一方で、県内有数の誘客数を誇る都市型レジャー施設や鈴鹿山系の自然といった観光資源を有するほか、農業生産額も大きな地域です。東名阪自動車道や新名神高速道路といった高速道路、四日市港など、県内外との交流を可能とする基盤整備が進んでおり、地域の産業を支えています。

なお、「平成18年度1万人アンケート」において、県民のニーズが特に高いと分析される北勢地域の特徴的な項目として、「福祉サービス」「ごみの減量」「きれいな空気」の3つがあります。

(2)県の主な取組

県土づくりの振興方向「産業集積活用ゾーン」の中核的な役割を果たすことが期待され、自律的産業集積を促進するために、製造業の人材育成や、素材・部材産業の研究開発機能の集積などに取り組みます。一方、観光については多様な主体による観光の魅力づくり・人づくりを進めて誘客をはかります。

農水産業については、地域特産物を高付加価値化する技術や生産技術の開発、水産資源管理の支援の支援などに取り組みます。

これらの取組を支えるため、県内外との交流を促進する新名神高速道路・北勢バイパスといった道路網、四日市港などの交通基盤を整備するとともに、伊勢湾の環境創生にも取り組むこととしています。

地域の暮らしについては、自動車の排出ガス対策といった大気環境の保全、都市計画道路や下水道事業といった都市環境整備など、安全で安心できる生活環境の確保に取り組めます。

(7) 区域図

